

2015年3月26日 全13頁

BCBS、標準的手法(信用リスク)の見直しへ

【市中協議文書】銀行向け債権、ソブリンの外部格付の参照の廃止へ

金融調査部 主任研究員 鈴木利光

[要約]

- 2014 年 12 月 22 日、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」(市中協議文書)を公表している(コメント提出期限は 2015年3月27日)。
- 市中協議文書は、バーゼルIIの合意(2004年)以降初めて、信用リスクに係る標準的 手法に抜本的な改訂を施す旨提案するものである。
- 市中協議文書では、標準的手法における銀行向け債権の取扱いについて、貸出先の銀行の外部格付や設立地のソブリンの外部格付を参照するのではなく、「普通株式等 Tier 1 比率」及び「不良資産比率」によりリスク・ウェイト(30%から300%の範囲)を決定することを提案している。
- また、標準的手法における法人向け債権のうちシニア債の取扱いについて、貸出先の法人の外部格付を参照するのではなく、「売上高」及び「レバレッジ」によりリスク・ウェイト(60%から300%の範囲)を決定する旨提案している。
- BCBS は、市中協議文書へのコメント及び定量的影響度調査(QIS)を踏まえ、2015 年末を目途に最終規則を公表する見込みである。
- 新たな標準的手法に基づくバーゼル規制の具体的な適用時期は未定であるが、BCBS は、 十分な時間をかけて導入することとしている(必要な場合は経過措置を設定)。
- 市中協議文書の内容は、標準的手法採用行のみならず、内部格付手法採用行にも重大な 関心事である。というのも、BCBS は、市中協議文書と同日に、内部格付手法に対して 標準的手法に基づく資本フロアを設定する旨も提案しているためである。

[目次]

<u>1.</u>	<u>はじめに</u>				٠.		٠.	٠.	٠.	٠.	٠.	 ٠.	٠.	٠.	•	•	٠.	٠	 ٠.	•	٠.	٠.	2
<u>2.</u>	見直しの	<u>目的</u> · ·			٠.		٠.	٠.	٠.			 		٠.			٠.		 ٠.		٠.	٠.	2
<u>3.</u>	銀行向け	<u>債権</u> · ·			٠.		٠.	٠.				 	٠.	٠.			٠.		 	•	٠.	٠.	3
<u>4.</u>	法人向け	<u>債権</u> · ·			٠.		٠.	٠.				 	٠.	٠.			٠.		 	•	٠.	٠.	5
<u>5.</u>	株式及び	劣後債の	D保	<u>有</u> ·	٠.		٠.	٠.				 		٠.					 ٠.			٠.	7
<u>6.</u>	リテール	向け債権	重 · ·		٠.		٠.	٠.	٠.			 		٠.			٠.		 ٠.		٠.	٠.	8
<u>7. </u>	不動産担	保債権			٠.		٠.	٠.				 		٠.			٠.		 ٠.			٠.	8
8.	オフバラ	ンスシー	-	٠ ٦	-ク	ス	ポ·		ジ・	ヤ-	_	 		٠.			٠.		 ٠.				10
9.	信用リス	ク削減	<u>F法</u>		٠.		٠.	٠.				 		٠.					 	•			10
10.	おわりに	<u> </u>			٠.							 							 				12

1. はじめに

2014年12月22日、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) は、市中協議文書「信用リスクに係る標準的手法の見直し」(以下、「市中協議文書」)を公表している (コメント提出期限は2015年3月27日) 1 。

市中協議文書は、バーゼルⅡの合意 (2004 年) 以降初めて、信用リスクに係る標準的手法に 抜本的な改訂を施す旨提案するものである。

本稿では、市中協議文書の概要を簡潔に紹介する。

2. 見直しの目的

市中協議文書は、信用リスクに係る標準的手法の見直しの目的として、次の 5 点を挙げている。

【見直しの目的】

- (i). 所要自己資本額の算出の適切性を確保するため、標準的手法のデザインを見直す。
- (ii). リスク<u>・</u>ウェイトの水準が、エクスポージャーのリスクを合理的に反映するよう、適切に設定されていることを確かなものとする。
- (iii). 所要自己資本額の比較可能性を向上させるため、標準的手法と内部格付手法の定義及び分類を整合させる。
- (iv). 標準的手法を用いる銀行間の所要自己資本額の比較可能性を向上させるため、各国裁量を減少させる。

¹ BCBS ウェブサイト参照(http://www.bis.org/press/p141222a.htm)



- (v). リスク評価の代替的手段を構築し、外部格付への依存を低減する。
- ※ なお、提案されているすべての資本賦課の水準は予備的なもの(preliminary)であり、全体の資本賦課水準の引上げは見直しの目的とされていない。
- (出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直 し』の概要」(2015年1月)
- (注) 二重下線部箇所は筆者加筆

以下、3. から 10. にて、銀行向け債権、法人向け債権、株式及び劣後債の保有、リテール・ポートフォリオに含まれる債権、不動産担保債権、オフバランスシート・エクスポージャー、そして信用リスク削減手法における市中協議文書の提案の概要を説明する。

なお、この市中協議文書は、ソブリン、中央銀行及び中央政府以外の公共部門(PSE: Public Sector Entity)向けの債権に係る信用リスク・アセット額の算出方法については、見直しの対象から除外している 2 。

3. 銀行向け債権

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における銀行向け債権の取扱いについて、次の 2 つのオプションが定められており、各国当局がいずれかを選択している。

【銀行向け債権:現行の取扱い】

<オプション1>

銀行の設立国のソブリン(国債等)に対するリスク・ウェイトよりも一段高いリスク・ウェイトを適用

<オプション2>

銀行の外部格付を参照してリスク・ウェイトを決定

- (※) わが国では、オプション1を採用している。
- (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

オプション 1 とオプション 2 のいずれによった場合でも、リスク・ウェイトの範囲は 20%から 150% (20%、50%、100%、150%) とされている。

前記のような現行の取扱いには、次のような問題点が指摘されている。

^{◆「}バーゼル委、ソブリン・リスクの見直しへ」(鈴木利光) [2015年1月29日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150129_009384.html)



² BCBS は、ソブリン等向けエクスポージャーについては、より広範かつ総体的な見直しの対象と位置付けている。この点については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

【銀行向け債権:現行の取扱いの問題点】

- 各国裁量があるため、異なる国の銀行間の所要自己資本額の比較可能性を損ねている。
- ▶ 外部格付に依存した枠組みとなっている。

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」(2015年1月)

(2) 市中協議文書の提案

市中協議文書では、標準的手法における銀行向け債権の取扱いについて、貸出先の銀行の「普通株式等 Tier 1 (CET1: Core Equity Tier 1) 比率」及び「不良資産 (NPA: net Non-Performing Assets) 比率」によりリスク・ウェイト (30%から 300%の範囲) を決定することを提案している (図表 1 参照)。

図表1 市中協議文書:銀行向け債権のリスク・ウェイト

	CET1比率 ≧ 12%	12% > CET1比率 ≥ 9.5%	9.5% > CET1比率 ≧ 7%	7% > CET1比率 ≧ 5.5%	5.5% > CET1比率 ≧ 4.5%	CET1比率 < 4.5%
NPA比率 ≦ 1%	30%	40%	60%	80%	100%	
1% < NPA比率 ≦3%	45%	60%	80%	100%	120%	300%
3% < NPA比率	60%	80%	100%	120%	140%	

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、CET1 比率が高く、NPA 比率が低いほど、低いリスク・ウェイトを適用する。

CET1 比率は、バーゼルⅢの規定に従って算出する³。

NPA 比率は、図表 2 の算式により算出する。

図表 2 市中協議文書:不良資産(NPA)比率

(不良債権(貸出・リース) (※1) - 貸倒引当金) + (不良負債性証券・不良利付預金(※3) - 貸倒引当金)

(債権(貸出・リース)総額 + 負債性証券(※2)総額 + 利付預金残高)

- (※1)「不良債権(貸出・リース)」とは、支払期限が90日を超えて経過した債権等をいう。
- (※2)「負債性証券」とは、銀行勘定で保有する証券(例;わが国の場合、その他有価証券及び満期保有目的の債券)をいう。
- (※3)「不良負債性証券・不良利付預金」とは、利息の支払期限を 30 日以上経過した負債性証券・利付預金等をいう。
- (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、短期債権(原契約の満期3ヶ月以下)については、通常の債権のリスク・ウェイト

^{◆「}バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier 1 比率(連結)<訂正版>」(鈴木利光/金本勇希)[2013 年 1 月 25 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html)



³ バーゼルⅢが定める CET1 比率の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

(図表1参照)よりも20%低いリスク・ウェイトを適用する(ただし、30%をフロアとする。)。

なお、銀行株と銀行劣後債の保有の取扱いについては、「5. 株式及び劣後債の保有」(p.7)を参照されたい。

4. 法人向け債権

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における法人向け債権の取扱いについて、貸出先の外 部格付を参照してリスク・ウェイトを決定することとしている。

リスク・ウェイトの範囲は、20%から150%(20%、50%、100%、150%)とされている(図表3参照)。

図表3 法人向け債権:現行の取扱い

外部格付	AAA~AA-	A+~A-	BBB+∼BB−	BB−未満	無格付
リスク・ ウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

(出所) バーゼル規制を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

前記のような現行の取扱いには、次のような問題点が指摘されている。

【法人向け債権:現行の取扱いの問題点】

- ➤ 無格付の企業が太宗を占めていることから、そうした企業に対してリスク感応性のない枠組みとなっている。
- ▶ 格付がある企業に対しては、区分が5つしかないため、クリフ(断崖)効果が大きい。(例えば、格付がA格からBBB格に低下した場合、リスク・ウェイトが50%から100%に急上昇。)
- ▶ 外部格付に依存した枠組みとなっている。

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直 し』の概要」(2015 年 1 月)

(※) 二重下線部箇所は筆者加筆

(2) 市中協議文書の提案

市中協議文書では、標準的手法における法人向け債権の取扱いについて、①シニア債と②特定貸付債権 4に分類したうえで、次のようにリスク・ウェイトを決定する旨提案している。なお、

⁴ 「特定貸付債権」とは、「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「コモディティ・ファイナンス」、「不動産ファイナンス」(不動産からのキャッシュフローを返済原資とする貸出)及び「地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資」の総称をいう。



株式と劣後債の保有の取扱いについては、「5. 株式及び劣後債の保有」(p.7)を参照されたい。

① シニア債

市中協議文書では、標準的手法における法人向け債権のうちシニア債の取扱いについて、貸出先の法人の「売上高」(企業の規模)及び「レバレッジ」(=総資産÷総資本)によりリスク・ウェイト(60%から300%の範囲)を決定する旨提案している(図表4参照)。

図表 4 市中協議文書:法人向け債権(シニア債)のリスク・ウェイト

	売上高 ≦ 500万€	500万€ < 売上高 ≦ 5000万€	5000万€ < 売上高 ≦ 10億€	売上高 > 10億€		
レバレッジ:1倍~3倍	100%	90%	80%	60%		
レバレッジ:3倍~5倍	110%	100%	90%	70%		
レバレッジ:5倍超(注)	130%	120%	110%	90%		
債務超過先	300%					

- (注)金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」(2015年1月)では「レバレッジ:5倍以上」と表記されているが、本稿では、市中協議文書の表記("Leverage > 5x")に倣い、「レバレッジ:5倍超」としている。
- (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、売上高が大きく、レバレッジが小さいほど、低いリスク・ウェイトを適用する。 ただし、レバレッジの大小にかかわらず、債務超過の貸出先に対するリスク・ウェイトは300% とされている。

② 特定貸付債権

経験的証拠によると、特定貸付債権は、その他の法人向け債権と比較して、より大きなリスクと期待損失を有している。

そこで、市中協議文書は、標準的手法においても、内部格付手法と同様に、特定貸付債権を その他の法人向け債権から区別することを提案している。

すなわち、市中協議文書では、標準的手法における法人向け債権のうち特定貸付債権の取扱いについて、次のようにリスク・ウェイト (120%又は 150%) を区分する旨提案している (ただし、貸出先のリスク・ウェイトをフロアとする。) (図表 5 参照)。



図表 5 市中協議文書:法人向け債権(特定貸付債権)のリスク・ウェイト

プロジェクト・ファイナンス	
オブジェクト・ファイナンス	120%
コモディティ・ファイナンス	12070
不動産ファイナンス	
地域開発プロジェクトを推進する取得、開発、建設向けの融資	150%

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 株式及び劣後債の保有

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における株式及び劣後債の保有の取扱いについて、株式には 100%又は 250%5のリスク・ウェイトを、劣後債には 100%のリスク・ウェイトを適用している。

(2) 市中協議文書の提案

市中協議文書では、現行のバーゼル規制で100%のリスク・ウェイトが適用されている株式及び劣後債の保有の取扱いについて、次のようにリスク・ウェイト(250%、300%又は400%)を区分する旨提案している(図表6参照)。

図表 6 市中協議文書:株式及び劣後債の保有のリスク・ウェイト

上場株式	300%
非上場株式	400%
劣後債	250%

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

このように、市中協議文書では、上場株式と非上場株式のリスク・ウェイトについて、内部 格付手法における簡易手法の取扱いを踏襲している。

⁶ ここでは、国際統一基準行のケースを想定されたい。



⁵「250%」のリスク・ウェイトは、銀行株(ダブルギアリングにより自己資本から控除されない部分)に限られる。

6. リテール向け債権

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法におけるリテール向け債権⁷の取扱いについて、一定の 基準⁸を満たした場合に限り、75%のリスク・ウェイトを適用している。

上記基準を満たさない場合、個人向け債権には 100%のリスク・ウェイトを適用し、中小企業 向け債権は法人向け債権として取扱う。

(2) 市中協議文書の提案

市中協議文書では、標準的手法におけるリテール向け債権の取扱いについて、基本的に現状維持を提案している。

ただし、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがある場合は、一定のリスク・ウェイトを 追加 (アドオン) することを提案している ⁹。

7. 不動産担保債権

(1) 居住用不動産を担保とする債権

① 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における、居住用不動産を担保とする債権の取扱いについて、債務者が当該不動産に現在居住し、又は賃貸しており、かつ、債権の全額が担保で保全されている場合に限り、35%のリスク・ウェイトを適用している。

② 市中協議文書の提案

市中協議文書では、標準的手法における、居住用不動産を担保とする債権の取扱いについて、「ローンに対する担保価値(LTV: Loan To Value)」(=ローン総額÷担保価値)と「借手の支払能力(DSC Debt Service Coverage)」(=「1年間の元利払い」÷「年収(税引き後)」)により、リスク・ウェイト((25%から (25%)から (25%)の範囲)を決定する旨提案している (25%)0(図表 (25%)0。

 $^{^{10}}$ 「ローン総額」以外の計数(「担保価値」・「1年間の元利払い」・「年収(税引後)」)は、貸出実施時から更新する必要はない。



⁷ 中小企業向け債権及び個人向け債権をいう。

⁸ 債権額が過大でないこと、及び小口に分散していることをいう。

⁹ 市中協議文書では、具体的な数字は提案されていない。

図表 7 市中協議文書:不動産担保債権(居住用不動産)のリスク・ウェイト

	LTV < 40%	40% ≦ LTV < 60%	60% ≦ LTV < 80%	80% ≦ LTV < 90%	90% ≦ LTV < 100%	100% ≦ LTV
DSC ≦ 35%	25%	30%	40%	50%	60%	80%
上記以外	30%	40%	50%	70%	80%	100%

⁽注)債権の全額が担保で保全されているのは、「LTV < 100%」の場合である。

また、貸出金と債務者の収入に通貨ミスマッチがある場合は、一定のリスク・ウェイトを追加 (アドオン) することを提案している ¹¹。

(2) 商業用不動産を担保とする債権

① 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における、商業用不動産を担保とする債権の取扱いについて、100%のリスク・ウェイトを適用している ¹²。

② 市中協議文書の提案

市中協議文書では、標準的手法における、商業用不動産を担保とする債権の取扱いについて、次の二つのオプションを提案している。

<u><オプション A></u>

担保の価値を勘案せず、債務者(リテール又は法人)のリスク・ウェイト(60%から300%の範囲)を適用する。

(注)ただし、一定の厳しい条件を満たした場合に限り、リスク・ウェイトを50%とすることが認められている。 (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

<オプションB>

担保の価値を勘案し、次のようにリスク・ウェイト (75%、100%又は 120%) を区分する (図表 8 参照)。

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹² ただし、一定の厳しい条件を満たした場合に限り、リスク・ウェイトを50%とすることが認められている。



⁽出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹¹ 市中協議文書では、具体的な数字は提案されていない。

図表 8 市中協議文書:不動産担保債権(商業用不動産)のリスク・ウェイト(オプションB)

LTV < 60%	60% ≦ LTV < 75%	75% ≦ LTV
75%	100%	120%

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

8. オフバランスシート・エクスポージャー

市中協議文書では、リスク捕捉の適切性向上や、内部格付手法との整合性確保の観点から、 オフバランスシート・エクスポージャーの掛目 (CCF: Credit Conversion Factor) を次のよう に見直す旨提案している (図表 9 参照)。

図表 9 市中協議文書:オフバランスシート・エクスポージャーの掛目(CCF)

	標準的	(参考)	
	(参考)現行	市中協議文書	内部格付手法
任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント	0%	10%	0%
コミットメント(上記以外)			
原契約期間1年以下のコミットメント	20%	75%	75%
原契約期間1年超のコミットメント	50%		
NIF又はRUF (※)	50%	75%	75%

^(※) NIF (Note Issuance Facilities) 又は RUF (Revolving Underwriting Facilities) とは、一定期間一定 の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定され た条件の範囲内で消化できない場合、銀行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等 を行うことを約する取引をいう。

(注) リストアップされていないオフバランスシート・エクスポージャーの掛目 (CCF) は現行から変更なし。 (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

9. 信用リスク削減手法

(1) 現行の取扱い

現行のバーゼル規制では、標準的手法における信用リスク削減手法として、①金融資産担保、②保証及びクレジット・デリバティブ、③貸出金と自行預金の相殺の 3 つが認められている。ここでは、市中協議文書における見直しの対象となった①②の概要を説明する。

① 金融資産担保

金融資産担保を用いた信用リスク削減手法には、「簡便手法」と「包括的手法」の2つがある。



【金融資産担保(信用リスク削減手法):現行の取扱い】

- a. 簡便手法; 債務者のリスク・ウェイトを担保資産のリスク・ウェイトに変換
- b. 包括的手法; 担保額にヘアカット率(ボラティリティ調整率)を適用した上で、エクスポージャー額から担保額を控除

(出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

包括的手法のヘアカット率(ボラティリティ調整率)には、監督当局が指定した「標準的ボラティリティ調整率」と、「自行推計ボラティリティ調整率」の2つがある。

② 保証及びクレジット・デリバティブ

保証及びクレジット・デリバティブの場合、債務者のリスク・ウェイトを、保証やクレジット・デリバティブの提供者(プロテクション提供者)のリスク・ウェイトに変換する。

プロテクション提供者には、適格要件がある。ソブリン、公共部門、銀行、証券会社であれば、無条件に適格要件を満たす。その他の主体の場合、外部格付があれば適格要件を満たす。

(2) 市中協議文書の提案

前述のとおり、市中協議文書では、標準的手法における信用リスク削減手法のうち、①金融 資産担保と②保証及びクレジット・デリバティブについて、次のような見直しを提案している。

① 金融資産担保

市中協議文書では、金融資産担保を用いた信用リスク削減手法のうち、「包括的手法」を次のように見直す旨提案している。

まず、「自行推計ボラティリティ調整率」を廃止し、「標準的ボラティリティ調整率」のみ適 用が認められるとしている。

そして、「標準的ボラティリティ調整率」自体も、次のように見直す旨提案している(図表 10 参照)。



図表 10 市中協議文書:包括的手法(金融資産担保を用いた信用リスク削減手法)のヘアカット率(ボラティリティ調整率)

格付	残存期間	発行	証券化エクスポー				
1019	720 [11770]	ソブリン等	その他	ジャーの場合			
	1年以下	0.5%	1%	2%			
AA-相当以上	1年超3年以下	2%	3% (※1)	8%			
A-1/P-1相当以上	3年超5年以下	2 70	4%	0 70			
A I/ I I III I A I	5年超10年以下	4%	6% (%2)	16%			
	10年超	770	12% (%2)	1070			
	1年以下	1%	2%	4%			
BBB-相当以上	1年超3年以下	3%	4% (%3)	12%			
A-3 / P-3相当以上	3年超5年以下	370	6%	12 70			
A S/ I S/II S/II	5年超10年以下	6%	12%	24%			
	10年超	0 70	20% (%4)	2170			
BB-相当以上	全期間	15%	ı	-			
指定国の代表的な株価指数を構成す	る株式を発行する会社	20% (%5)					
の株式(転換社債(CB)を含む))	2070 (33)						
上記以外の上場株式(CBを含む)	30% (%6)						
	投資信託等の投資対象に適用されるボラティリ						
投資信託等		ティ調整率のうち最も高いもの(中身がルックス					
		ルーできない場合)					
現金及び自行預金	0%						

- (※1) 現行では「4%」
- (※2) 現行では「8%」
- (※3) 現行では「6%」
- (※4) 現行では「12%」
- (※5) 現行では「15%」
- (※6) 現行では「25%」
- (出所) 市中協議文書を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

② 保証及びクレジット・デリバティブ

市中協議文書では、保証及びクレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減手法について、ソブリン、公共部門、銀行、「健全性規制の監督下にある金融機関」¹³以外の主体に係るプロテクション提供者の適格要件を、現行の「外部格付がある場合」から、「出資関係がある場合や、強固で継続的な取引関係がある場合」に見直す旨提案している。

10. おわりに

以上が、市中協議文書の概要である。

BCBS は、市中協議文書へのコメント及び定量的影響度調査(QIS)を踏まえ、2015年末を目

¹³ 現行の「証券会社」から差替えられている。



途に最終規則を公表する見込みである14。

新たな標準的手法に基づくバーゼル規制の具体的な適用時期は未定であるが、BCBS は、十分な時間をかけて導入することとしている(必要な場合は経過措置を設定)。

市中協議文書の内容は、標準的手法採用行のみならず、内部格付手法採用行にも重大な関心事である。というのも、BCBS は、市中協議文書と同日に、内部格付手法に対して標準的手法に基づく資本フロアを設定する旨も提案しているためである ¹⁵。

以上

¹⁵ BCBS ウェブサイト参照(<u>http://www.bis.org/press/p141222.htm</u>)



 $^{^{14}}$ 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書『信用リスクに係る標準的手法の見直し』の概要」 $(2015 \, {\rm fmash}\, {\rm f$